（複合建築物） （一次エネルギー消費量に関する事項） 誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年 誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年 誘導ＢＥＩ（　　） （誘導ＢＥＩの基準値　　）	（複合建築物） （一次エネルギー消費量に関する事項） 誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年 誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年 誘導ＢＥＩ（　　） （誘導ＢＥＩの基準値　　）
【16. 再生可能エネルギー利用設備】～【19. 備考】　（略）	【16. 再生可能エネルギー利用設備】～【18. 備考】　（略）

（注意）

１．～７．　（略）

８．【15. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、【７．建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

⑴～⑷　（略）

⑸　この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

ⅰ）・ⅱ）　（略）

ⅲ）ＢＥＩ　設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。以下このⅲ）及びⅳ）において同じ。）で除したものをいいます。ただし、非住宅部分の「ＢＥＩ」を算出する場合における当該基準一次エネルギー消費量ⅳにおいて「引上げ前の基準一次エネルギー消費量」という。）についての基準省令第３条第１項の規定の適用については、同項中「$E_{ST}=\{(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV})\times B+E_M\}\times10^{-3}$」とあるのは、「$E_{ST}=(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV}+E_M)\times10^{-3}$」とします。「ＢＥＩ」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

ⅳ）ＢＥＩの基準値　基準一次エネルギー消費量を引上げ前の基準一次エネルギー消費量で除したものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量の合計を、用途ごとに算出した引上げ前の基準一次エネルギー消費量の合計で除したものをいいます。「ＢＥＩの基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

ⅴ）・ⅵ）　（略）

⑹　（略）

９．～12.　（略）

（注意）

１．～７．　（略）

８．【15. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、【７．建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

⑴～⑷　（略）

⑸　この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

ⅰ）・ⅱ）　（略）

ⅲ）ＢＥＩ　設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「ＢＥＩ」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

（新設）

ⅳ）・ⅴ）　（略）

⑹　（略）

９．～12.　（略）

第十条　都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、前条の規定による改正後欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、前条の規定による改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、前条の規定による改正後欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改　正　後	前条の規定による改正後
（低炭素建築物新築等計画の認定の申請） **第四十一条**　法第五十三条第一項の規定により低炭素建築物新築等計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第五による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関す	（低炭素建築物新築等計画の認定の申請） **第四十一条**　法第五十三条第一項の規定により低炭素建築物新築等計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第五による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関す